

○ 実習受入施設ステップアップ事業

養成施設等の実習を受け入れる施設のうち、利用者・家族のコミュニケーション支援や多職種協働によるサービス実践など、一定の要件を満たす優良な施設が中心となり、他の実習施設とともに受入施設における実習レベル向上のための講習会等を実施することにより、実習指導者の資質向上や実習施設間の連携を図る。

【平成21年度予算案における関連事業】

○ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）（社会・援護局）

（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数）

- ① 福祉・介護人材定着支援事業
- ② 実習受入施設ステップアップ事業

○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する総合的な支援やハローワークにおける人材確保対策の強化（職業安定局）

① 介護労働者の雇用管理に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

- ・ 介護雇用管理改善等対策費 143.8億円

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器（移動リフト等）を導入した場合に助成する。

- ・ 雇用管理改善等援助事業 8.3億円

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等を実施。

- ② 「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化 7.4 億円

ハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

○ 離職者訓練の実施規模の拡充（職業能力開発局）

- ① 職場訓練の実施規模の拡充 5 億円

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練について拡充（17,500人）を図る。

ヘルパー2級訓練（訓練期間3か月）見込み 2,730人

- ② 安定雇用実現に向けた長期間の訓練の実施 5.1 億円

非正規労働者を対象に、今後雇用の受け皿として期待できる介護分野での安定雇用に向け、新たに長期間の訓練（17,500人）を実施する。

ヘルパー1級訓練（訓練期間6か月）見込み 6,000人

介護福祉士訓練（訓練期間2年）見込み 3,760人

ウ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

（ア）今回予定している各種事業は、地域の実情を踏まえた総合的な対応が不可欠であることから、都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上で、効果的に関連施策が推進されるよう、広域的な視点に立って、市町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等による連携の仕組みを構築し、福祉サイドに限らず、労働・教育施策を含めた総合的な取組を積極的に推進されるようお願いしたい。

なお、平成20年度補正予算案に係る「福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）」及び平成21年度予算案に係る「福祉・介護人材緊急支援事業」をはじめとする各種事業の円滑な実施を図る観点から、各事業の具体的内容の調整、関係団体との連携方策等

に関する協議の場として、「企画委員会（仮称）」の運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（平成 21 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

（イ）総合的な福祉・介護人材確保対策を講じることの趣旨については、管内の市区町村、関係団体、住民等に対し幅広い周知をお願いしたい。（1（2）クの「介護の日」の設定について参照）

（ウ）都道府県及び関係団体による連携等の取組事例については、今後興治例を収集し、情報提供していく予定であり、別途事例の提出依頼を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

エ 都道府県福祉人材センターにおける取組

（ア）福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは、福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修など、「福祉人材確保重点事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）を通じ、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、現下の厳しい状況に緊急に対応するため、平成 20 年度第 2 次補正予算案及び平成 21 年度予算案により、福祉・介護人材確保に係る都道府県事業を新たに創設することとしたところであり、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、これを踏まえ、従来の施策を継続しつつ、新たな課題に対応していくことが重要である。

人材確保指針では、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクに期待される役割として、①潜在的有資格者、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対する就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること、②潜在的有資格者や福祉・介護サービス分野への就業を希望する者に対して関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと、③将来にわたって安定的に仕事ので

きるよう、相談体制を整備するなど定着の支援に取り組むことなどが規定されており、都道府県の事業を実施する際には、これを踏まえて役割分担を適切に行い、効果的な取組をお願いする。

なお、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、国が別途定める国庫負担（補助）制度により現に経費の一部を負担し又は補助している事業は対象としない取扱いとなっており、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクによる事業の組み立てに当たっては、この点に留意されたい。

(イ) ハローワークとの連携

平成19年5月31日付け社援発第0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」（平成20年5月26日一部改正）において、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策についてお示ししているところであるが、来年度においては、ハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することとしているので、今後、福祉・介護人材の確保に向けて、各種の情報交換を含めてより連携が密になるよう取組をお願いしたい。

オ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることが重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、個々の社会福祉事業者では成し得ない福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業

の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の実質が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。（業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は（参考資料4）参照）

カ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

（ア）福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度に設置された。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成に力を入れており、これまでに

熊本県（４名）、長崎県（３名）、埼玉県（１名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（１年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成21年1月25日（日）（出願期間12月22日（月）～1月14日（水））

【第Ⅲ期入学試験】

平成21年3月1日（日）（出願期間2月2日（月）～2月20日（金））

（イ）社会福祉事業従事者に対するスキルアップ講座及び福祉経営塾

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、平成20年度からは、福祉経営に携わる職員向けに、総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを中心に使用し、本専門職大学院の教員が中心となり実施することとしており、各都道府県におけるリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。（詳細は別途お示しする予定）

キ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成21年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、国立保健医療科学院及び中央福祉学院（ロフォス湘南）において実施することとしている。

(ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 中央福祉学院における研修事業等

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	400人
・社会福祉施設長サービス管理研修課程	1,000人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T.E.L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

なお、平成21年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	300人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	150人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	150人
d 生活保護担当	70人

・ 福祉事務所所長研修 110人

・ 生活保護自立支援研修担当育成研修 70人

・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修 80人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

ク 「介護の日」の設定について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」と定めたところである。

「介護の日」を中心に、その前後を啓発活動の重点実施期間として、地方公共団体、関係団体、介護事業者等が連携し、趣旨にふさわしい啓発活動を実施することとしており、本年度は、地域の実情に応じた啓発活動が多数実施されたところである。「介護の日」の周知、啓発活動の実施・調整にご尽力いただいた貴職並びに関係者に対してお礼申し上げます。関係機関の連携の下、さらに活発に啓発活動が行われるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、本年度実施した「福祉人材確保重点実施期間」については、最大の成果をあげられるよう、平成21年度は「介護の日」の前後に併せて実施することとしているので、了知願いたい。

※ 福祉人材確保重点実施期間

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)に基づく取組の一貫として、平成20年7月21日から8月3日までを「平成20年度福祉人材確保重点実施期間」と設定し、広く国民に対し、福祉・介護サービスについて理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図るため、経営者、関係団体、国・地方公共団体等が一体となって広報活動や福祉人材の交流などの事業を行ったところ。

ケ 社会福祉士・介護福祉士制度について

社会福祉士・介護福祉士制度については、平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正を踏まえ、昨年3月末に、教育時間数の拡充など、養成課程における教育カリキュラムを大幅に見直し、平成21年4月より実施することとしているところであり、今後の福祉・介護サービスの中核を担う質の高い社会福祉士・介護福祉士の養成を進めていくこととしている。

新たな教育カリキュラムに対応した国家試験について、社会福祉士にあつては平成21年度より、介護福祉士にあつては平成23年度より、それぞれ実施することとしているので了知願いたい。

なお、国家試験については、社会福祉士・介護福祉士として必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう試験の質をさらに高めていく観点から、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において、昨年12月に報告書を取りまとめたところであり、今後、この内容に沿って、試験問題の質の向上等のための取組を進めていくこととしている。

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 経緯

経済連携協定（EPA）は、二国間の物品、人等の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化することを目的としており、その枠内で外国人介護福祉士候補者について、特例的に受入れを行うこととしたものである。

EPAに基づき、昨年からはインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が入国しており、本年からはフィリピン人看護師・介護福祉士候補者も受け入れる予定としている。

ア インドネシア

- ・平成19年8月20日 協定署名
- ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年7月1日 協定発効
- ・平成20年8月 候補者の入国（その後、日本語研修等を実施中）

イ フィリピン

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効

(2) 今後の受入れ

ア フィリピン

日フィリピンEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、日インドネシアEPAとほぼ同じ枠組みで行われる「就労コース」（介護施設で実務経験を積んで国家資格取得を目指すコース）に加え、介護福祉士養成施設で就学して国家資格取得を目指す「就学コース」により実施される。

平成21年度における受入れ人数は、就労コース250名、就学コース50名を目安とする予定である。

① 就労コース（今年度のインドネシア人候補者受入れからの主な変更点）

今年度の受入れ状況等を踏まえ、受入れ機関及び候補者双方の情報の提供範囲の拡大、受入れ機関が希望した場合の受入れ希望機関と候補者の面談の実施等マッチング方法の改善を行う。

② 就学コース

以下の要件を満たすことを前提として、介護福祉士候補者は、日本語研修を経て、介護福祉士養成施設において必要な知識・技術を習得することとしている。

a 候補者の要件

フィリピンにある4年制以上の高等教育機関を卒業した者

b 受入れ機関（介護福祉士養成施設）の主な要件

- ・養成課程が昼間課程であること
- ・適切な教育の体制が整備されていること
- ・（社）介護福祉士養成施設協会による卒業時共通試験を実施し、低得点者に対し、補習、再試験等の措置を採っていること

③ 今後の予定（初年度の受入れ）

a 就労コース

- ・平成21年1月 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年4月 雇用契約の締結
- ・平成21年4月下旬
～5月上旬 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成21年秋頃 就労・研修開始

b 就学コース

- ・平成21年6月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年9月 入学許可書の署名
- ・平成21年10月上旬頃 候補者の入国（日本語研修受講）
- ・平成22年4月 就学開始

イ インドネシア

① 受入れ人数

平成21年度におけるインドネシア人介護福祉士候補者は、今年度104名の介護福祉士候補者が入国したことから、496名を上限として受け入れる予定。

② 今年度の受入れからの主な変更点

今年度のインドネシア人介護福祉士候補者は看護学校卒業者等に限られていたが、これに加えて、本年から、インドネシアにおける介護福祉士の資格認定制度が創設されることから、この認定を受けた者が新たに候補者として入国する予定。なお、マッチング方法について、フィリピンと同様に改善を行う。

③ 今後の予定（2年目の受入れ）

- ・平成21年3月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年7月頃 雇用契約の締結
- ・平成21年7月頃 インドネシアにおける日本語研修受講
- ・平成21年11月頃 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成22年1月頃 就労・研修開始

(3) 今年度入国したインドネシア人介護福祉士候補者

昨年8月に入国したインドネシア人介護福祉士候補者は、日本語研修及び介護導入研修を終え、本年1月29日から受入れ施設において就労・研修を開始する予定。各都道府県内の施設における具体的な受入れ予定については、当局（社会・援護局福祉基盤課）に照会されたい。

※ 日本語研修を免除された3名の介護福祉士候補者は、平成20年9月から受入れ施設において就労・研修を開始している。

受入れ施設における就労・研修の開始後は、これらが適切に行われるよう、国際厚生事業団による巡回指導、インドネシア語による電話相談等を実施することとしているが、これに加え、受入れ施設における効果的な支援方策に係る事例の収集・提供、受入れ施設間の情報交換機会の提供等を行うことを検討している。

各都道府県においては、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れび実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号）に照らし、候補者の就労・研修状況等に関し不適切と思われる事例を把握された場合には、当局にお知らせ願いたい。

(4) その他の国とのEPA

ア タイ

平成19年11月1日に協定が発効し、介護福祉士については、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」旨が盛り込まれ、継続協議となっている。

イ ベトナム

平成20年12月25日に両国間で署名され、介護福祉士については、タイと同様、「介護福祉士の受入れの可能性について、協定発効後可能な場合1年以内、遅くとも2年以内に結論に達することを目的に交渉を開始する」こととされている。

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して人数枠を設定。）
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんを依頼することはできない。

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効

平成20年8月 第1陣(看護104人、介護104人)を受け入れた。

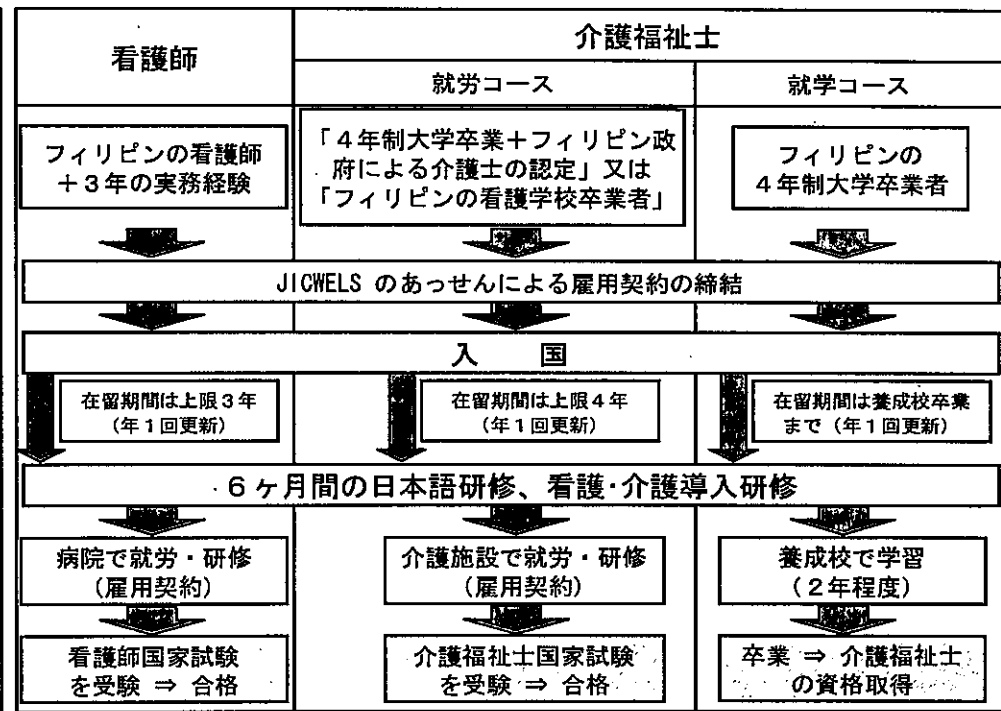
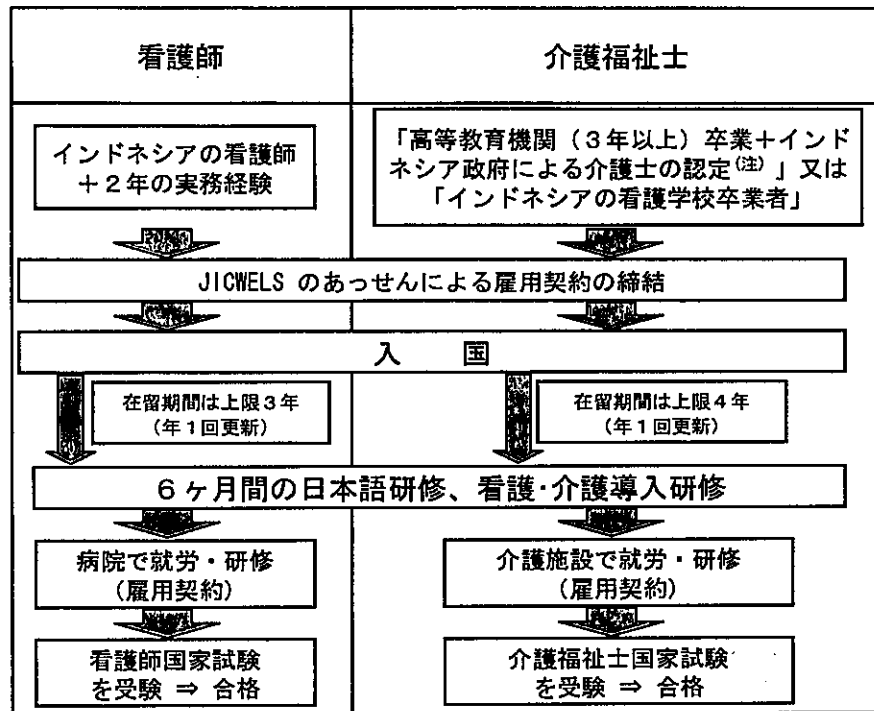
平成21年の受入れについては、最大792人(看護296人、介護496人)を予定。
日程等詳細についてはインドネシア政府と調整中。

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効

平成21年の受入れについては、最大500人(看護200人、介護300人)を予定。

就労コースについては、21年1月より受入れ機関及び候補者を募集し、4月末～5月上旬に入国予定。就学コースについては、21年6月～7月頃に受入れ機関及び候補者を募集し、10月に入国後6か月の日本語研修を経て22年4月より就学開始予定。



(注) 両国政府で合意した指針に従って行われる研修を修了する必要があり、この研修は平成21年から実施される予定。

※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。
(更新あり、上限なし)

※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）

※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。
(更新あり、上限なし)